

# 地方だより

## 気象庁高層課

気象法規通則編第二章組織、気象庁組織細則第18条観測部高層課の指導係の項を見ると次のような分掌規定が載っている。即ち

### 指導係

1. 高層気象の観測に関する技術の指導及び技術基準に関すること。
2. 特殊および臨時の高層気象の観測に関することと云ように至極簡単明瞭に表現されているが、現実には仲間どうして複雑広範囲な業務内容を呈している。

もう少し具体的に業務内容を述べると次の通りである

1. 高層観測機械設備について企画立案し、購入または修理改造の仕様書を作成し、製作会社の指導連絡に当り製品の納入検査。
2. 地方官署に配布した観測機器の運用状況を管理し、故障対策の指導および返送機器の修理を行なう。
3. 観測法について検討立案し、関係官署に資料を配布し疑義について指導する。
4. 観測精度の調査と観測機器の機構精度を観測一覧

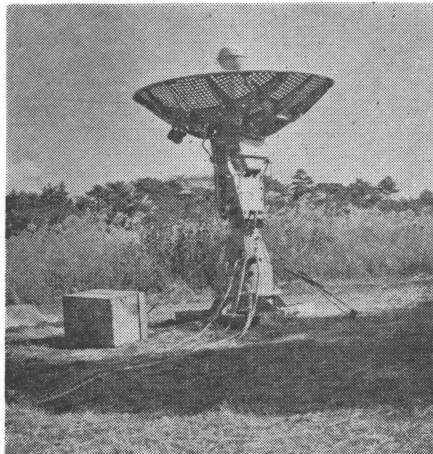
表、器材点検表、その他の文書などにより調査検討し地方官署の指導。

5. 高層観測の実施状況を観測一覧表により調査統計し成果表を印刷配布。
  6. 観測消耗器材について規格の検討、仕様書の作成、納入検査。
  7. 高層観測の進歩改良について必要な新しい器材の検討、調査。
  8. ラジオゾンデ関係の気象援助局に関するすべての申請届出について電波管理局との連絡交渉。
  9. 台風等の臨時観測の指令伝達および、その他の特殊観測の企画実施。
- 等々限りなく多岐に亘っている。

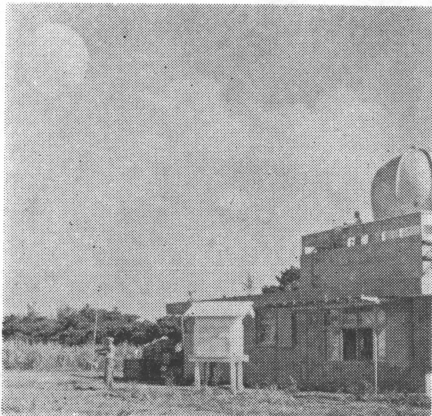
指導係と一応はもっともらしい名称が付いているが、日進月歩にある電子工学応用の観測機械の管理運営等については吾々の技術がそれにとまわず時には指導され係ともならざるを得ない現状である。ともあれ、これだけの業務内容を調査官を含めて6名の小人数で捌いて行くのであるから、手が回り兼ねて少々杜撰な仕事にはしないかと心配である。

学問に迫れてかなし秋灯し (沼子)

(37. 9 竹内旦記)



高層気象台におけるD55A型自動追跡記録装置の完成検査



南の涯(南大東島)から  
北の涯(根室)まで

